



令和元年 8月 9日

指名停止措置を行いました ～「独占禁止法違反行為」～

北海道開発局は、前田道路株式会社、大成ロテック株式会社、鹿島道路株式会社、大林道路株式会社、日本道路株式会社、世紀東急工業株式会社、株式会社ガイアート、東亜道路工業株式会社及び株式会社NIPPONに対し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、指名停止1か月～4か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当）

公正取引委員会は、アスファルト合材の製造販売業者に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為（道路舗装工事に使用するアスファルト合材の需要者向け販売価格の引き上げ等を行い、価格カルテルを結んだ。）を行っていたとして、令和元年7月30日、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため、指名停止を行うものです。

記

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
前田道路株式会社	東京都品川区大崎1-11-3
大成ロテック株式会社	東京都新宿区西新宿8-17-1
鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽1-7-27
大林道路株式会社	東京都千代田区神田猿樂町2-8-8
日本道路株式会社	東京都港区新橋1-6-5
世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園2-9-3
株式会社ガイアート	東京都新宿区新小川町8-27
東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木7-3-7
株式会社NIPPON	東京都中央区京橋1-19-11

2 指名停止措置期間：

前田道路株式会社	令和元年8月9日～令和元年9月8日（1か月）
大成ロテック株式会社	令和元年8月9日～令和元年12月8日（4か月）
鹿島道路株式会社	令和元年8月9日～令和元年10月8日（2か月）
大林道路株式会社	令和元年8月9日～令和元年10月8日（2か月）
日本道路株式会社	令和元年8月9日～令和元年9月8日（1か月）
世紀東急工業株式会社	令和元年8月9日～令和元年9月8日（1か月）
株式会社ガイアート	令和元年8月9日～令和元年10月8日（2か月）
東亜道路工業株式会社	令和元年8月9日～令和元年9月8日（1か月）
株式会社NIPPON	令和元年8月9日～令和元年9月8日（1か月）

3 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4 参考

○指名停止措置要領別表第2第5号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当局の所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

○指名停止等措置要領第3条

- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。
- 二 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき。

○指名停止等措置要領運用別表第2関係2

- (4) 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3条第3項の規定を適用するものとする。

【【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 笠井 和宏（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 大関 良司（内線5499）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>